

参考資料

## 令和8年度当初予算案における主要な事業

部 室 名
-------

健康福祉部
-------

# 新規事業及び重要事業総括表

## I 総額

### 【一般会計】

区分	令和8年度	令和7年度	伸び率
予算総額	8,880,546千円	8,409,872千円	5.6%
一般会計構成比	18.8%	19.5%	-

### 【介護保険特別会計】

区分	令和8年度	令和7年度	伸び率
予算総額	10,317,000千円	10,115,000千円	2.0%

## II 主な新規事業及び重要事業

(単位 千円)

### 施策2-1 健康づくりの推進

P 1	予防接種事業	【健康づくり課】	463,947
P 2	新規 高齢者インフルエンザ・新型コロナ予防接種促進事業	【健康づくり課】	0
		(令和7年度繰越予算)	32,703

### 施策2-2 地域福祉の推進

P 3	重層的支援体制整備事業	【福祉課】	17,415
-----	-------------	-------	--------

### 施策2-3 高齢者福祉の推進

P 4	一部新規等 ねんりんピック交流大会開催事業	【ねんりんピック推進部(外)】	18,695
P 5	難聴者補聴器購入費助成事業	【介護保険課】	7,200
P 6	高齢者あんしんみまもりサービス事業	【介護保険課】	11,817
P 7	介護保険特別会計庶務事業	【介護保険課】	66,734

### 施策2-4 障がい者(児)福祉の充実

P 8	一部新規等 重度心身障害者医療費助成事業	【障がい福祉課】	247,683
P 9	難聴者補聴器購入費助成事業	【障がい福祉課】	600

# 予防接種事業

担当 健康づくり課 健康管理担当  
内線 2649

## 1 目的

予防接種法に規定される「定期予防接種」の実施と、「行政措置（任意）予防接種」の接種費用に対する一部助成の実施により、感染症の発症及び重症化予防を図る。令和8年度は、新たにRSウイルスワクチン、高齢者肺炎球菌20価ワクチン、高用量インフルエンザワクチンを開始する。

## 2 事業内容

### (1) 子どもの予防接種

#### ①定期予防接種

- ・ヒブ ・小児用肺炎球菌感染症 ・B型肝炎 ・ロタウイルス感染症 ・結核（BCG）
- ・四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ） ・麻しん風しん混合
- ・五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ感染症）
- ・水痘（水ぼうそう） ・日本脳炎 ・二種混合（ジフテリア、破傷風）
- ・ヒトパピローマウイルス ・RSウイルス【妊娠28～36週の妊婦に接種】

#### ②行政措置（任意）予防接種 ※保護者の希望により接種

- ・おたふくかぜ ・ポリオ（5回目）（県内で本市のみ実施） ・インフルエンザ（小児）

### (2) 大人の予防接種

#### ①定期予防接種

- ・肺炎球菌（65歳）【20価ワクチン】
- ・帯状疱疹（65歳、70歳から5歳刻み）
- ・インフルエンザ（65歳以上）【75歳以上は標準量と高用量の選択制】
- ・新型コロナ（65歳以上）

#### ②行政措置（任意）予防接種

- ・肺炎球菌（定期対象以外の65歳以上）
- ・帯状疱疹（50歳以上）

### (3) 予防接種健康被害給付（新型コロナ含む）

健康被害が認定された方に対して給付金を給付

## 3 予算額 463,947千円

RSウイルス（令和8年度から妊娠28～36週の妊婦に接種）



## 高齢者インフルエンザ・新型コロナ予防接種促進事業

担当 健康づくり課 健康管理担当  
内線 2649

### 1 目 的

エネルギーや食料品価格の高騰による影響を緩和するため、定期予防接種である高齢者インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種の自己負担額の一部を市が負担し、高齢者世帯の経済的負担を軽減することで、多くの高齢者の接種を促進し、重症化防止を図る。

### 2 事業内容

#### (1) 対象者

次のいずれかに該当する方

- ①接種当日に 65 歳以上の方
- ②60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳 1 級に相当する方

#### (2) 内 容

##### ●高齢者インフルエンザ予防接種

自己負担額を 1,000 円軽減し 1,500 円から 500 円へ

(令和 8 年度から 75 歳以上は高用量ワクチンを選択可。この場合は自己負担額を 1,500 円軽減し 5,200 円から 3,700 円へ)

##### ●新型コロナウイルス感染症予防接種

自己負担額を 1,000 円軽減し 9,900 円から 8,900 円へ

#### (3) 積 算

- インフルエンザ標準量ワクチン接種 (65 歳以上) 軽減額 1,000 円×13,250 人
- インフルエンザ高用量ワクチン接種 (75 歳以上) 軽減額 1,500 円× 8,750 人
- 新型コロナ (65 歳以上) 軽減額 1,000 円× 5,000 人

(4) 期 間 令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日

(5) 周 知 広報 9 月号、市ホームページ、SNS、ポスター等

### 3 予算額 0千円

(令和 7 年度繰越予算 32,703 千円)

# 重層的支援体制整備事業

担当 福祉課 地域共生担当  
内線 2684

## 1 目的

社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、市民の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

## 2 事業内容

### (1) 包括的支援体制の整備

市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の制度や分野の縦割りを超えて、関係各課や関係支援機関との連携を強化し、包括的支援体制の構築を進める。

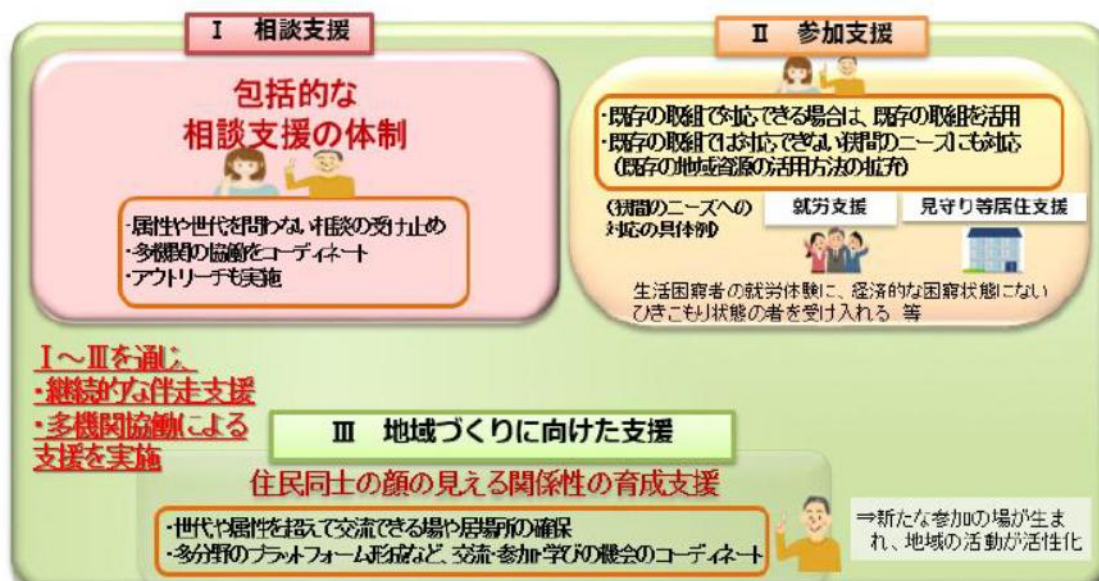
### (2) 多機関協働

単独の支援機関では対応の難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対して、支援関係機関の役割分担を行い、連携・協働し支援を実施していく。

### (3) 福祉かけこみ相談ホットライン

市民の複雑化・複合化した相談やどこに相談してわからないといった相談を受け、関係各課や関係支援機関と協働で課題解決に向けて取り組む。また、市民が気軽に相談できる窓口として周知していく。

## 3 予算額 17,415千円



## ねんりんピック交流大会開催事業

担当 ねんりんピック推進プロジェクト  
直通 598-8320

### 1 目的

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、60歳以上の方を中心としたスポーツ交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じて、国民の健康保持・増進・社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与する。

### 2 事業内容

毎年、都道府県持ち回りで開催されており、令和8年度は埼玉県において第38回大会「ねんりんピック彩の国さいたま2026」として24市町で30種目が予定されている中、本市はソフトボール交流大会を実施する。

- (1) 開催期間 令和8年11月7日（土）～11月10日（火）の4日間
- (2) 実施主体 ねんりんピック彩の国さいたま2026 鴻巣市実行委員会、鴻巣市
- (3) 開催種目 ソフトボール競技
- (4) 競技会場 吹上総合運動場（4面）、上谷総合公園（2面）、川里中央公園（3面）
- (5) 日程  
11月7日（土）監督会議・特別表彰式  
11月8日（日）交流試合1日目  
11月9日（月）交流試合2日目及び交歓試合  
11月10日（火）交流試合3日目（準決勝戦・決勝戦）、表彰式
- (6) 競技概要
  - ・全国から最大71チーム（1チーム15名以内）が参加 ※60歳以上で構成
  - ・3会場9面のグラウンドを使用し、トーナメント式による交流試合のほか、敗者チーム同士による交歓試合を実施（計93試合）
  - ・会場内には健康づくりブースや、おもてなし処を設置

### 3 予算額 18,695千円



ねんりんピック岐阜2025ソフトボール交流大会の様子

# 難聴者補聴器購入費助成事業 (要援護高齢者等支援事業)

担当 介護保険課 高齢福祉担当  
内線 2672

## 1 目的

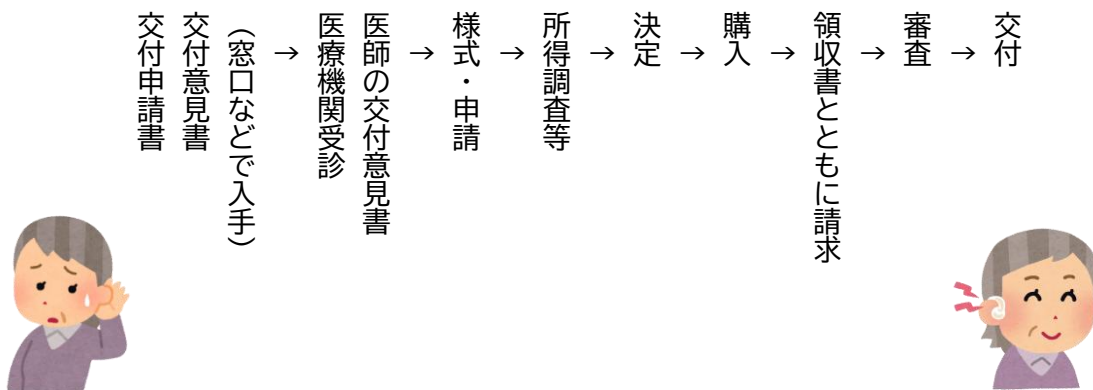
聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている身体障害者手帳の交付対象とならない 65 歳以上の高齢者に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、家族や地域社会とのより良いコミュニケーションを確保し、社会参加を促進するとともに、閉じこもりやうつ病、認知症及びフレイル（虚弱状態）等の予防を図る。

なお、障がい福祉課では、身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳以上 64 歳以下の中等度の難聴者に対して、同様の助成を実施する。

## 2 事業内容

- (1) 対象者：①65 歳以上の者  
②本市に住所を有する者  
③両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者  
④指定医師が補聴器を装用する必要があると認める者  
⑤市税等に滞納がない者
- (2) 助成額：40,000 円上限
- (3) 助成回数：1 回（イヤーマールド等付属品可、両耳 2 台も 1 回の扱い）  
※医療機器であること、集音器は音響機器のため不可  
※5 年経過で再申請可（障害者総合支援法の補装具耐用年数と同様）  
※修理等不可
- (4) 所得制限：世帯のうち市民税所得割の最多納税者納税額 46 万円未満  
※障害者総合支援法の補装具自己負担上限額、本市難聴児助成事業と同様

## 3 予算額 7,200 千円



# 高齢者あんしんみまもりサービス事業 (要援護高齢者等支援事業・認知症サポーター養成等任意事業)

担当 介護保険課 高齢福祉担当  
内線 2672

## 1 目的

65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び見守りが必要とされる高齢者世帯を対象に、日常生活上の緊急事態における高齢者及びその家族等の不安を解消するとともに、安心・安全な生活を確保し、もって高齢者の福祉の増進を図る。

## 2 事業内容

見守りが必要な高齢者に対して、様々な見守りサービスを案内し、サービスの利用に際して月額2,000円を上限に市が負担する。

(1) 対象者（次の要件をすべて満たす方）

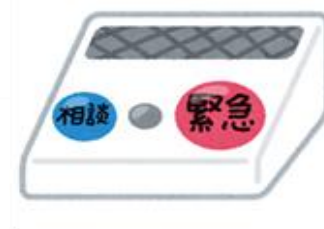
- ① 市内に住所を有する65歳以上の独居在宅の者・見守りが必要とされる高齢者世帯
- ② 同一敷地内又は同一建物内に居住する親族等がない者

(2) 助成額 2,000円上限

(3) サービスの種類

- ① 高齢者の自宅に通信機能を有する電球を設置し見守りを行うサービス
- ② 高齢者の自宅へ訪問、電話等を行うことにより見守りを行うサービス
- ③ 緊急時通報システムに相当するサービス

3 予算額 11,817千円（一般会計：781千円、介護保険特別会計：11,036千円）



## 介護保険特別会計庶務事業

担当 介護保険課 介護推進担当  
内線 2683

### 1 目的

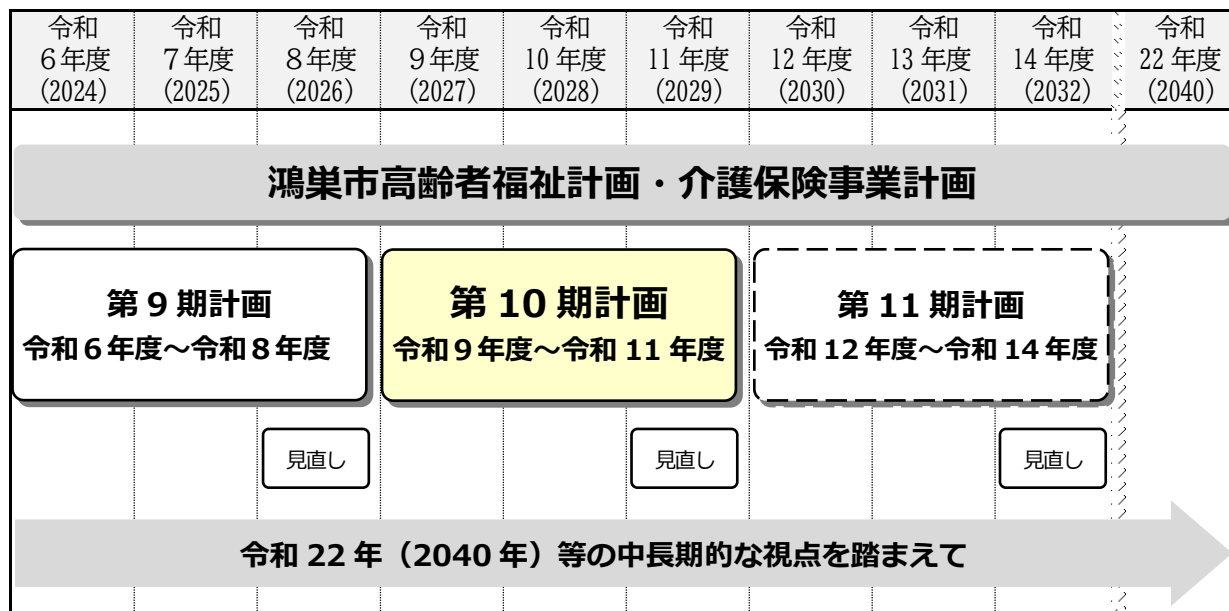
介護保険事業を展開する上で必要となる業務システム関係経費のほか、被保険者証・負担限度額認定証などの印刷製本及び郵送に係る費用、計画策定に係る費用等を計上し、もって介護保険事業の円滑な実施による地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。

### 2 事業内容

令和8年度は第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定する。計画の期間については、介護保険事業の安定した財政運営のため、介護保険法により3年と定められており、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

策定にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）等の中長期的な視点を踏まえた計画とし、市民の生活状況等を調査し参考とする。なお、計画案については鴻巣市介護保険運営協議会においてご審議いただくとともに、パブリックコメントを実施する。

### 3 予算額 66,734千円（うち計画策定に係る予算 3,795千円）



# 重度心身障害者医療費助成事業

## <対象者拡大>

担当 障がい福祉課 障がい福祉担当  
内線 2617

### 1 目的

重度心身障がい者に対し、医療保険法又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金を助成することにより、重度心身障がい者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

### 2 事業内容

令和8年1月から精神障害者保健福祉手帳2級の所持者に対し自立支援医療（精神通院医療）に係る一部負担金を助成することにより、定期通院等を促進し、再発や重症化を予防する。体調の安定化を図り、精神科入院の減少につなげ、精神障がい者が地域でいきいきと暮らせる社会を目指す。

- (1) 対象者：①身体障害者手帳1級、2級または3級を所持している方  
②療育手帳A、AまたはBを所持している方  
③精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方  
④65歳以上で後期高齢者医療制度による障害認定を受けた方

<対象者の拡大>

・精神障害者保健福祉手帳2級を所持している方

- (2) 助成内容：各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費、付加給付等を除く）  
※文書料、健康診断料、食事代等は対象外

<助成の拡大>

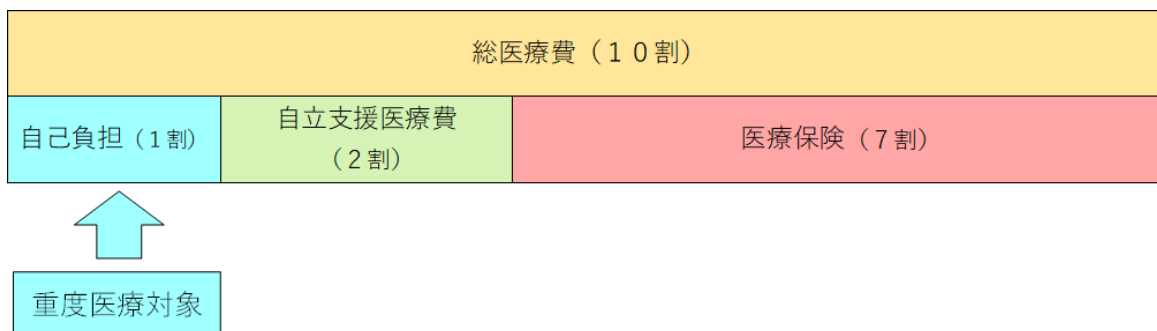
・自立支援医療（精神通院医療）

- (3) 助成手続：①県内の医療機関・薬局の場合…現物給付（受給者証提示により窓口払いなし）  
②県外の医療機関・薬局の場合…償還払い（窓口で自己負担金を支払い、重度心身障害者医療費請求書に領収書を添付して市役所に提出）  
(4) 所得制限：特別障害者手当に準拠

### 3 予算額 247,683千円（対象者の拡大に係る額 49,308千円）

<対象者の拡大>

精神障害者保健福祉手帳2級かつ自立支援医療の受給者証を所持している方の負担イメージ（3割負担の例）



# 難聴者補聴器購入費助成事業

担当 障がい福祉課 自立支援担当  
内線 2692

## 1 目的

聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上64歳以下の中等度の難聴者に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、家族や地域社会とのより良いコミュニケーションを確保し、社会参加の促進を図り、もって、閉じこもりやうつ病等の予防を図る。

なお、介護保険課では、65歳以上の高齢者に対して、同様の助成を実施する。

## 2 事業内容

- (1) 対象者：①18歳以上64歳以下の者  
②本市に住所を有する者  
③両耳の聴力レベルが40デシベル以上かつ身体障害者手帳の交付対象とならない者  
④一定の効果が期待できると医師が判断する者  
⑤市税等に滞納がない者
- (2) 助成額：40,000円上限
- (3) 助成回数：1回（イヤーマールド等付属品可、両耳2台も1回の扱い）  
※医療機器であること、集音器は音響機器のため不可  
※5年経過で再申請可（障害者総合支援法の補装具耐用年数と同様）  
※修理等不可
- (4) 所得制限：世帯のうち市民税所得割の最多納税者納税額46万円未満  
※障害者総合支援法の補装具自己負担上限額、本市難聴児助成事業と同様

## 3 予算額 600千円

